

# 公 示 送 達 書

令和 8 年 10 月 22 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、あべの市税事務所 に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 10 月 29 日に文書の送達があったものとみなされます。

|             |                |       |
|-------------|----------------|-------|
| 送達を受けるべき者   | 氏 名<br>又 は 名 称 | 桑原 将臣 |
| 送達する文書の文書番号 | 大財あ収第841521号   |       |

公 示 送 達 書

令和 8 年 10 月 22 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。  
当該送達不能となった文書については、あべの市税事務所 に保管していますので、該当者は申し出てください。  
なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 10 月 29 日 に文書の送達があったものとみなされます。

|             |                |        |
|-------------|----------------|--------|
| 送達を受けるべき者   | 氏 名<br>又 は 名 称 | 松岡 伸二郎 |
| 送達する文書の文書番号 | 大財あ収第841672号   |        |